指定給水装置工事事業者 更新書類作成要領

令和6年3月 赤磐市上下水道課

◎指定の更新制度について

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は水道法第25 条の3の2により5年ごとの更新が必要になりました。

このたび、更新対象となる事業者様におかれましては、更新申請に必要な書類一式をご準備の上、郵送か上下水道課窓口へご持参ください。申請書類の様式は赤磐市ホームページに掲載しておりますのでお使いください。

◎申請の受付・問い合わせ先

·赤磐市建設事業部上下水道課 上水道班

場所:赤磐市 赤坂支所(※本庁舎改修工事のため一時的に移転しております)

住所:〒701-2292

岡山県赤磐市町苅田 516 番地

TEL: 086-955-2744 (直通) FAX: 086-955-1410

メールアドレス jyogesui@city.akaiwa.lg.jp

受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始等を除く)

②更新手数料

更新手数料・・・・20,000 円

※申請受付後、納付書を送付しますので、それによりお支払いください。

◎注意事項

- ・書類に不備があった場合、記載されている連絡先へご連絡いたしますのでチェックリストの<u>担当者名・連絡先は忘れず記入してください</u>。
- ・更新しないまま有効期限を過ぎると<u>指定給水装置工事事業者としての指定が失効</u>しますのでお気を付けください。
- ・更新しない場合は更新しない旨を上下水道課までご連絡ください。

◎更新手続きの一連の流れ

- ①赤磐市上下水道課より更新対象の事業者へ更新案内を郵送:5月頃
- ②更新書類一式を郵送又は上下水道課窓口へ提出:6月1日~6月30日
- ③更新手数料納付書を上下水道課から事業者宛に発送:7月頃
- ④更新手数料納付確認後、事業者証交付:9月頃

◎指定給水装置工事事業者の指定の基準

赤磐市指定給水装置工事事業者規則第5条各号のいずれにも適合していること (以下:赤磐市指定給水装置工事事業者規則第5条)

(指定の基準)

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認 知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者
- エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当 の理由がある者
- カ 法人であってその役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

◎更新の申請に必要なもの

申請書等に必要事項を記入の上、添付書類等を添えて申請をしてください。 申請書等は、ホームページから印刷又はダウンロードし、記入例を参考に作成してください。

| 個人 | 法人 | 様式 | 書類名称 |
|------------|---------|----------|------------------------------|
| \circ | 0 | 様式第1号 | 指定給水装置工事事業者指定申請書 |
| | 0 | 添付書類 | 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)原本 |
| | 0 | 添付書類 | 定款 (写) |
| 0 | _ | 添付書類 | 住民票 <mark>原本</mark> |
| \circ | \circ | 様式第1号別表 | 機械器具調書 |
| | | 添付書類(写真) | 管の切断用機械器具の写真 |
| \bigcirc | \circ | | 管の加工用の機械器具の写真 |
| | | | 接合用の機械器具の写真 |
| | | | 水圧テストポンプの写真 |
| \circ | \circ | 様式第2号 | 誓約書 |
| 0 | 0 | 添付書類 | 代表者・役員(監査役含む)の身分証明書 原本 |
| 0 | 0 | 様式第5号 | 給水装置工事主任技術者選任·解任届出書 |
| 0 | \circ | 添付書類 | 給水装置工事主任技術者免状(写) |
| _ | 0 | 添付書類 | 主任技術者の雇用関係が分かる書類(健康保険証等) |
| | \circ | その他 | 法人の市区町村税の完納証明書(所在地の市区町村で発行) |
| 0 | \circ | その他 | 代表者の市区町村税の完納証明書(住所地の市区町村で発行) |
| 0 | 0 | その他 | 暴力団排除に係る誓約書 |
| 0 | \circ | その他 | 営業所の外観、内部の写真 |
| 0 | 0 | その他 | 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書 |
| 0 | 0 | その他 | チェックリスト |

※注意点

身分証明書・・・代表者・役員の方の本籍地の市区町村から取り寄せてください。運転免許証等ではありませんのでご注意ください。

定 款・・・原本に相違ない旨の記入・直近のもの

登記簿謄本・・・原本で発行日から3か月以内のもの

(記入例)令和○年○月○日 原本に相違ありません 赤磐市下市 344 番地 赤磐市役所水道 代表取締役 赤磐 太郎

記入例

様式第1号(第4条関係)

(表)

指定給水装置工事事業者指定申請書

 赤磐市水道事業管理者 様
 空欄でよい

 年月日

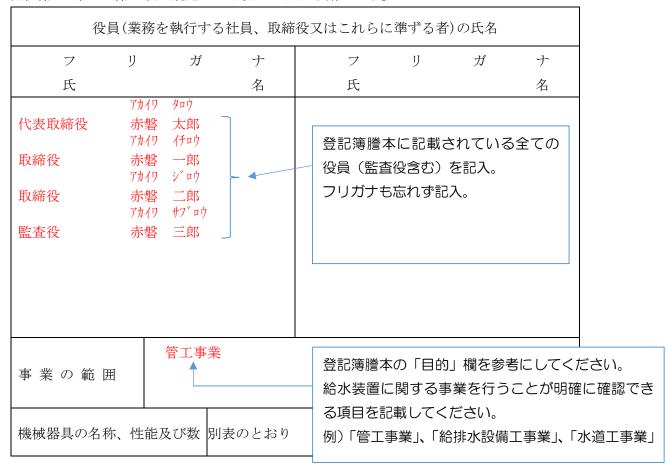
 申請者氏名又は名称
 赤磐市役所水道

 住所
 赤磐市下市 344番地

 代表者氏名
 赤磐 太郎

 印

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、 同法第 25 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり申請します。



申請者と事業所が<u>同じ</u>場合

(裏)

| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 赤磐市役所水道 |
|--|--------------------|
| 上記事業所の所在地 | 赤磐市下市344番地 |
| 上記事業所で選任されることとな る給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| アカイワ シロウ 赤磐 四郎 アカイワ ゴロウ 赤磐 五郎 | 第○○○○○号 |
| | |

申請者と事業所が<u>違う</u>場合

| 当該給水区域で給水装置工事の事 業を行う事業所の名称 | 赤磐市役所水道 赤坂支店 |
|---------------------------------|--------------------|
| 上記事業所の所在地 | 赤磐市町苅田516番地 |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| アカイワ ロクロウ 赤磐 六郎 アカイワ シチロウ | 第〇〇〇〇〇号 |
| 赤磐 七郎 フリガナ忘れずに記入! | 第△△△△△号 |

機械器具調書

年 月 日現在

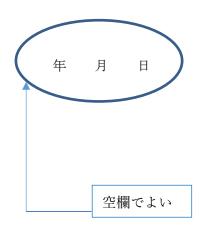
| | | T . | 午 | 月 日現在 |
|----------|-------------|-------------------------------|----|-------|
| 種別 | 名称 | 型式、性能 | 数量 | 備考 |
| 管の切断用の | 金切りのこ | 固定式鋸弦 | 2 | |
| 機械器具 | パイプカッター | ϕ 1 3 \sim 2 5 C 1 | 2 | |
| | パイプソー | ϕ 1 3 \sim 2 5 C 2 | 2 | |
| | | | | |
| 管の加工用の | パイプねじ切器 | | 2 | |
| 機械器具 | やすり | | 2 | |
| | 面取り工具 | | 2 | |
| | | | | |
| 接合用の機械器具 | パイプレンチ | 000 | 3 | |
| | モンキーレンチ | M 5 0 B C | 3 | |
| | トルクレンチ | $\triangle\triangle\triangle$ | 3 | |
| | トーチランプ | ABOO-1 | 3 | |
| | | | | |
| 水圧テストポンプ | 手動水圧テスト ポンプ | T-508 | 1 | |
| | 電動水圧テスト | MMX • | 1 | |
| | ポンプ | T – 5 0 K 2 | | |
| | | | | |

⁽注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器 具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号(第4条、第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへま でのいずれにも該当しない者であることを誓約します。



赤磐市水道事業管理者 様

申請者

氏名又は名称 赤磐市役所水道

住 所 赤磐市下市344番地

代表者氏名 赤磐 太郎 印

記入例

様式第5号(第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任·解任届出書

年 月 日

赤磐市水道事業管理者様

届出者

空欄でよい

氏名又は名称 赤磐市役所水道

住所 赤磐市下市344番地

代表者氏名 赤磐 太郎 印

水道法第25条の4の規定により、次のとおり給水装置工事主任技術者の 解任 選任 解任 の 届 出 を

| 給水区域で給水装置工事の | 赤磐市役所水道 | | |
|----------------------------|---------------|--------|--|
| 事業を行う事業所の名称 | | | |
| 上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の | 給水装置工事主任技術者免状 | 選任・解任の | |
| 氏名 | の交付番号 | 年月日 | |
| アカイワ シロウ 赤磐 四郎 | 第○○○○○号 | ○年○月○日 | |
| アカイワ ゴ・ロウ 赤磐 五郎 | 第〇〇〇〇〇号 | ○年○月○日 | |
| フリガナ忘れずに記入! | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

誓約書

私は、赤磐市暴力団排除条例(平成23年赤磐市条例第18号。以下「条例」という。) の基本理念を理解し、下記の事項について誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。 なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の 申し立てを行いません。

記

- 1 自社(個人の場合にはその者)又は自社の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)は、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) に該当する者
- (2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等の 統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 使用人として暴力団員等を雇用していません。また、新たに雇用しません。
- 3 第1項各号に該当する者が、自社(個人の場合にはその者)又は自社の経営に実質的に 関与していません。
- 4 暴力団排除に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱(平成19年赤磐市訓令第40号)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人としません。
- 6 第1項各号に該当する者を下請負人としていて、赤磐市から当該下請契約の解除を求められた場合は、解除等の求めに従います。
- 7 この誓約書の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までと します。



赤磐市水道事業管理者 殿

所 在 地 赤磐市下市344番地

商号又は名称 赤磐市役所水道

代表者氏名 赤磐 太郎

(EII)

※ 赤磐市暴力団排除条例については、裏面をご確認ください。

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称赤磐市役所水道住所赤磐市下市 3 4 4 番地代表者氏名赤磐太郎⑩

① 指定給水装置工事事業者講習会(日本水道協会岡山県支部主催)の受講実績 (公表:20可・□不可)

| ※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。 | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------|----------------|----------|--|--|--|--|
| 受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。) | | | | | | | | |
| ☑受講した・ | 受講していない | | | | | | | |
| (未受講の場合、その理由) | ※非公表 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ② 指定給水装置工事事業者 | 香の業務内容 (公表: | ☑可・□不可) | | | | | | |
| 営業時間 :開始 8 時 | | | □第1 □第2 □第3 □第 | | | | | |
| // | | | 第1 □第2 □第3 □第 | | | | | |
| 終了17時 | | ☑ 祝日 ┃ | □その他(GW |) | | | | |
| 漏水等修繕対応(☑可・□ □ | 哲) | | | | | | | |
| □受水槽・ポンプ ☑ | 屋内配管 | 外配管(掘削を伴う) | ☑蛇口等給水栓 | | | | | |
| □給湯器 ☑トイレ(| (ボールタップ等) | □その他(|) | | | | | |
| 対応工事種別(新設・改造 | 等) | | | | | | | |
| 配水管からの分岐 ~ 水 | :道メーター ~ 宅 | 内給水装置(新設 | | | | | | |
| ③ 給水装置工事主任技術 | 対者等の研修受講実績 | (過去5年以內) | (公表:☑可・□不可) | | | | | |
| 受講者名 (公表対象外) | 受講者名(公表対象外) 研修会名(自社内研修については内容記載)、実施団体 受講年月日 | | | | | | | |
| 赤磐 太郎 | 給水工事振興財 | 給水工事振興財団 e-ラーニング | | | | | | |
| 赤磐 一郎 | 自社内研修(| ○○に関する研修 | | 令和○年○月○日 | | | | |
| | | | | | | | | |
| ※外部研修については、受講 | 『を証明する書類(受 | 講証等)の写しを添作 | 寸してください。_ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事 (☑施工する・□施工しない) | | | | | | | | |
| 技能を有する者の氏名 | ※下記経験 | 資格等の有無 | | 工事 | | | | |
| (公表対象外) | (○・×を記入) | (○・×を記入) | 保有している資格等 | 年度 | | | | |
| 赤磐 太郎 | 0 | 0 | 給水装置工事主任技術者 | R04 | | | | |
| 赤磐 一郎 | 0 | 0 | 配水管技能者 | R04 | | | | |
| 赤磐 二郎 | 0 | × | 講習会修了者 | R04 | | | | |

※配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。

※保有している資格等の証明書類の写しを添付してください。

※資格を有さなくても、経験を有すれば記入してください。

指定給水装置工事事業者更新時確認書 記入要領

○基本事項

- ・太枠内をご回答ください。
- ・公表にはホームページ等への掲載を含みますので、注意してご回答ください。
- ・回答欄におさまらない場合は必要に応じてコピー等の対応をお願いいたします。

① 指定給水装置工事事業者講習会(日本水道協会岡山県支部主催)の受講実績

・日本水道協会岡山県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会を受講したか。 (未受講の場合はその理由を記載 ※非公表)

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間・・・営業時間を記入してください。

|休 業 日・・・該当部に☑を入れてください 夏季休暇=8月のお盆期間

年末年始=12月26日~1月5日の間に休む場合は団を入れてください

漏水等修繕対応・・・市民からの漏水等修繕依頼に対応されるかどうか回答ください。 対応可能な場合は対応可能項目を丸で囲んでください。 ※あくまでも基本的な方針であり、現場状況・事業者の都合によ り対応不可となる場合を加味せずに回答してください。

対応工事種別・・・・対応工事種別を選び施工可能範囲を丸で囲んでください。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているか確認します。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する 基準は、次の各号に定めるものとする。(以下抜粋)

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術 の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

研修例

- ・給水工事振興財団 e-ラーニング
- · 給水工事振興財団 現地研修
- ・自社内研修 〇〇に関する研修

受講証明書等(写)を添付

指定給水装置工事事業者更新時確認書 記入要領

④ 過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

・配水管から分岐して水道メーターを取り付けるまでの一次側給水管布設工事を施工 するかどうか回答してください。

施工しない→記入は以上となります。

施工する↓

- ・技能を有する者・・・施工経験がある者
- ・下記経験・・・・・・配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管接合 のすべての経験を有しているか。
- ・資格等の有無・・・・○・×を記入
- ・保有している資格等 以下に記載している資格等(太字下線部)を記載してください。
- I 水道事業等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた**配管工**
- II 職業能力開発促進法(S44年法律第64号)第44条に規定する**配管技能士**
- III 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の 配管科の課程修了者
- IV 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程 修了者

(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証、修了書等の写しを添付してください。) 技能を有する者の指名は公表対象ではありません。

水道法施行規則第36条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業運営に関する基準は 次に掲げるものとする。(以下抜粋)

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水 道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及びほかの地下埋設 物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うこと ができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を

実施に監督させること。